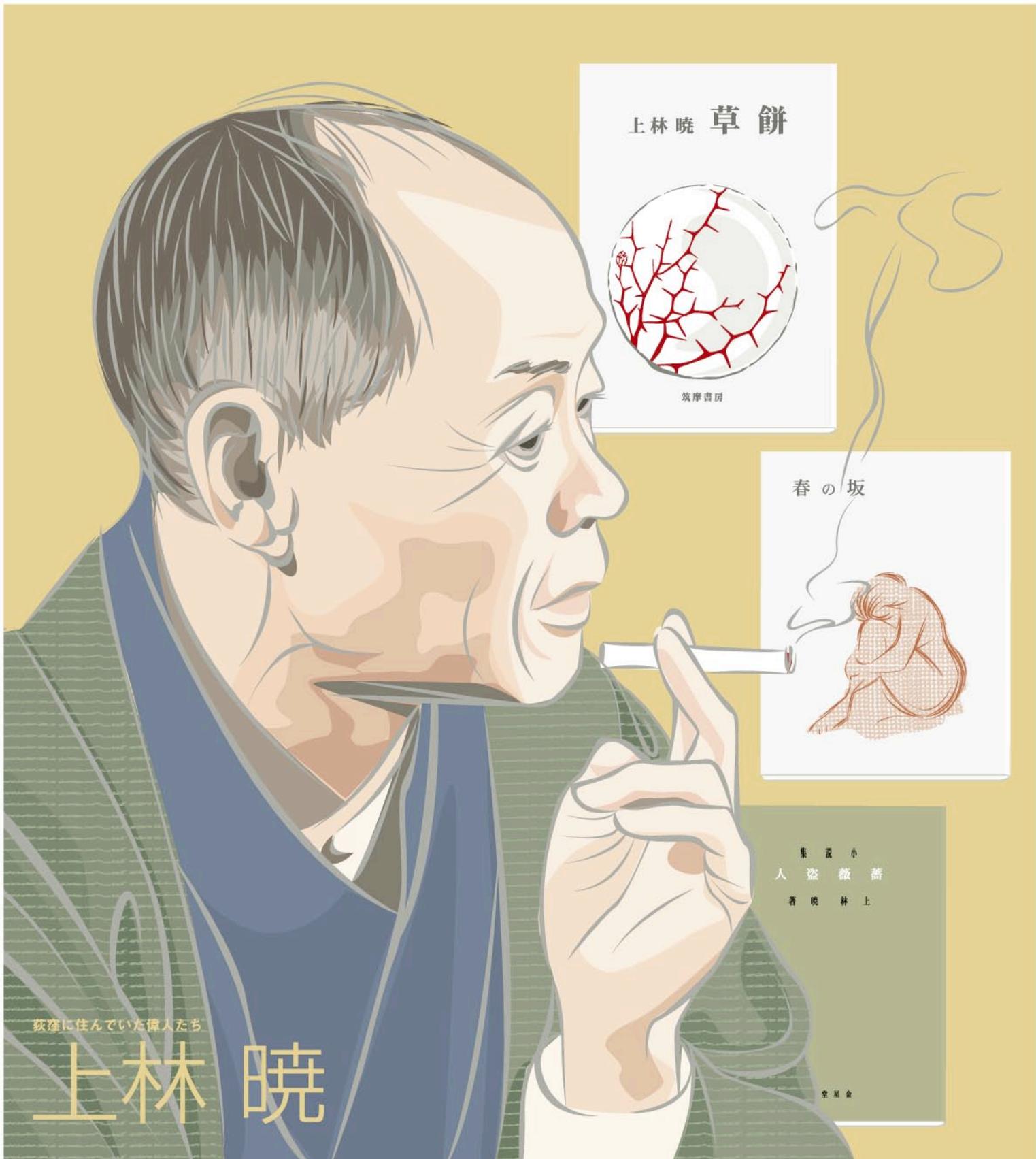


荻窪法人会 会報

OGIKUBOHOJINKAI BULLETIN

NOVEMBER 2005



荻窪に住んでいた偉人たち

上林 曉



こちらのQRコードから
荻窪法人会マーケットのモバイルクーポン券が取得できます。

CONTENT

3 平成17年度会員増強運動始まる

法人会と税務署が、互いに学び合う関係をより深く

4 署長インタビュー

◎柿沼節夫 荻窪税務署長

今回のテーマは"税と健康"

6 秋のブロック研修会

税務セミナー「いろはカルタ」Part1

◎山口 悟 法人課税第一部門審理上席調査官

第3ブロック研修会

最近の消防事情——AEDを使用した救急救命

◎荻窪消防署 警防課救急技術係長 内田元高氏

第2ブロック秋季研修会

『中高年の健康問題』

◎中里医院 院長 医学博士 中里 厚 殿

荻窪管内AED設置場所MAP

委員会をわかりやすく伝えたい

12 税制委員会座談会

人生の転機となった高校時代

18 新税制委員長インタビュー

◎中原章雄 税制委員長

20 支部長訪問

◎小代 勉 第3支部長

◎小菅和敏 第7支部長

22 新連載

何が変わるの？

第1回 今話題の新会社法

◎税理士 小林誉光

24 第18回 健康セミナー

「生活習慣病の原因は栄養代謝の乱れにあった! Part2」

◎森山晃嗣 NPO癌コントロール協会代表 (アメリカ癌コントロール協会日本支部代表)

記念講演会のご報告

26 平成18年度 税制改正要望大会レポート

◎税制委員 小林誉光

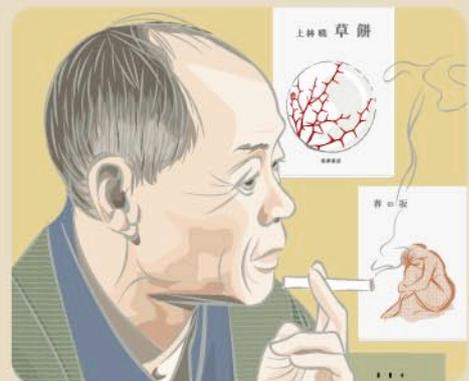
28 税務コーナー

30 委員会・部会報告

女性部会/青年部会/源泉部会

厚生事業委員会

ブロック・支部だより



上林 暁 (かんばやし あかつき)

明治35年(1902)高知県田ノ口村(現、大方町)に生まれた。東京帝国大学英文科卒業後、改造社に勤める傍ら、雑誌「風車」を創刊し、作品を発表。昭和7年、「薔薇盗人」が川端康成に認められ、文筆の1本の生活に入った。

昭和13年、「安住の家」「ちちはの記」により私小説作家としての方向性を見出し、尾崎一雄と並ぶ代表的作家となった。14年、妻が発病し、それから死に至る8年間の生活に取材した「明月記」や「聖ヨハネ病院にて」等は、題材にもかかわらず、筆致は澄明で、上林文学の特質を示すものといわれている。27年の軽い脳出血の後、37年の再出血で右手、右足の自由を失い、以後妹睦子の口述筆記で作品が継がれていった。その第1作が、「白い屋形船」で、40年読売文学賞受賞。44年芸術院会員となり、49年には、第1回川端康成文学賞を「ブロンズの首」で受賞。昭和55年天沼にて永眠。

平成17年度会員増強運動始まる

17年度は180社。2年間で3,000社加入を目標に。

恒例の会員増強推進会議が9月29日に行われました。

荻窪税務署より柿沼署長、齊藤副署長、山口統括官、山口上席調査官に参会いただきました。

水島会長、柿沼署長の挨拶の後、今年度より組織委員長に就任された志村委員長から

平成17年度の会員増強運動実施要項が発表されました。

また、各ブロック、支部選出の組織委員の方々の会員増強運動に向かって力強い宣誓が行われ、

平成17年度会員増強運動がスタートしました。

●会員増強運動実施要項

- ・運動月間：10月、11月を全国統一の「会員増強運動月間」とする。
- ・目標：2年間で会員数を3,000社を目標にする。平成17年度は180社とする。
- その他、実施方法など会員増強功労者に対する感謝など6項目を発表。

志村組織委員長あいさつ

組織率が高いといふことは、活発に活性化している証

皆さまこんばんわ。

日頃は組織委員会の会員増強に多大なご協力ありがとうございます。

先程、井口副会長より8月いっぱいまでの稼働法人の調査に際してご苦勞いただき、10社以上削減した方に記念品を受け取っていただきました。

我々組織委員会としては8月の稼働法人の調査が終わり、10、11月と例年通りではございますが今度は会員増強ということで、改めて皆さまのお力をお借りしてこの10、11月を集中的に会員増強ということで頑張っていきたいと思っております。また、先程も会長、署長もおっしゃった通り、荻窪法人会は都内にある49単会の法人会の中で上から3番目という高い位置をキープしている訳です。また、組織率が高いということは、当然ながら活性化にもなります。このところを踏まえまして、どうか10、11月は昨年が無い成果を皆さまがたと一緒に上げたい



あいさつする志村組織委員長



あいさつする水島会長

と思いますので、より一層のご支援とご協力をお願いしたいと思います。

水島荻窪法人会会長あいさつ

行政は変わる、そのスピードを見極めて商売に生かして欲しい

8月の暑い中、分母減らしをしていただきありがとうございます。

9月に入っても暑い日が続きました。最近は大分涼しくなりました。たいへん気候の良い時期に入って会員増強運動が始まります。

組織委員の方を始め、ブロック長として支部長よろしくお願いいたします。荻窪法人会は好成績で高い組織率を維持しております。高い組織率を維持するのはたいへん努力がいることでぜひ、皆さまのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

このごろ自民党の小泉首相が選挙に勝ち、改革にスピードが出るのかなと

いう気がしています。郵政の問題に関してはスピードがつくと思いますが、また道路の問題も今度の一般会計に入ればよとすこし強引かもしれませんが、そおいう形で改革が進んで行くと思われず。それによって我々のいろいろな商売も変わってくるのかなとその変化を読みとる努力が必要だと思えます。今までの役所は変わらないのが良いことでしたが、今後は変わっていくと私は感じていきます。この変化をどのようなスピードで行くのか見極めて皆さまの事業に生かして頂ければありがたいと思えます。



新組織委員の皆さん

Setsuo Kakinuma

柿沼節夫 荻窪税務署長

「何事も健康が大事ですね」

街並みのあちこちを観察しながら、思索しつつ散歩をするのが好きだという柿沼署長。仕事柄、緊張を強いられる時間が多く、その分、オフタイムにはのんびりした時間を過ごされているのかもしれませんが。最近では、電車が大好きというお子さんと一緒に、散歩ついでに電車に乗ることもしばしば。関東地域のモノレールはほぼ制覇したとのこと。さまざまな税務に携わるなかでのご苦労話では、「税務署員は調査する業種に精通することが大切」と強調されました。



聞き手／鹿野修二 矢澤規充

「税にかかわる仕事が好きだ」

柿沼税務署長は、昭和21年10月、宮城県名取市のお生まれ。名取市は仙台の南に位置し、大都市・仙台のベッドタウンでもあります。野球や相撲で思い切り遊び回った少年時代から、大学時代までを故郷で過ごし、昭和44年に税務の仕事に携わるため、東京へ来られました。

「学生のころから税金には関心があつたんです。うちの父が公務員だったものだから、自分も公務員ならいいんじゃないか、税金にかかわる仕事ができたらと思って受けました。税務署には優秀な先輩方がいらつしやると聞いていましたしね」

こうして大学卒業後、2カ月の研修を経て、最初に四谷税務署に赴任されました。

「今は専科研修といって長期の研修がありますが、当時はたった2カ月で現場に出されました。四谷は1年足らずですぐ、当時あった直税部の資料調査課に入って資料の開発に当たりました。何がなんだかわからないうちに3年ほどが過ぎましたね。その後、調査部の調査を5年ほど経験しまして、署に出ろということで世田谷署へ行きました。ところが、そこでの調査は、今

までと全然違うわけです。それまでの大企業調査は同行した先輩方の指示に従って進めればいいんですが、署での調査は1人で行きますから、最初はとまどいましたね」

現在では、新人調査官が慣れるまで上司調査官などが同行しますが、当時はいきなり1人での調査。どのような帳簿を見、どういう手順で調査を展開したらいいのか悩んだ柿沼署長は、先輩に相談しながら無我夢中で調査に当





たったそうです。調査は、およそ1週間に1件のペース。事前調査から始まり、実際の調査、報告書の作成まで、会社が1年間かけて行ったことを1週間で作るわけですから、業務内容の勉強や事前の下調べが欠かせません。

「現在は、さまざまな業種ごとに専門分野の担当がありますが、私のころはあらゆる業種を担当しますから、それなりに業務内容に精通していないといけません。市販されている書物や先輩方の資料をお借りして勉強しましたね。税法の勉強も大切ですが、やはり、調査するときはその業種に精通することが大事ですね」

散歩は、思いをめぐらせながら

ご家族は、奥様と小学校3年になる息子さん。5年ほど前から、中野区にある官舎にお住まいです。これまでも自転車で高円寺に買い物に出かけた時、ときには荻窪、阿佐ヶ谷まで散歩の足をのばすこともあったそうです。

「最近では荻窪界限をときどき散歩しますが、中野とはまた違った街並みで、落ち着いているなど感じます」と柿沼署長。もっぱらのご趣味は、散歩だそうです。街並みを眺め、ここはよその町とどう違うのか、この家はどん

な職業の人が住んでいるのかななどと想像をふくらませながら散歩するのが好きだとか。

「私はやじうま根性があるものから(笑)。金沢の輪島税務署にいたときも、地元の有名な輪島塗はどういう手順で作られ、どのように販売されるのか、原価計算はどうなっているのか、また、民宿で出される刺身などはどういうルートで仕入れ、販売するのかが、そんなことを考えながら散歩していました。散歩の途中で、刺身にする魚の仕入先を見つかったり、いろいろな発見もしましたよ」

法人会と税務署が、互いに学び合う関係をより深く

東京での勤務の多い柿沼署長ですが、平成10年から11年まで、金沢局輪島税務署の署長を務められました。このころ胃を悪くし、悪性リンパ腫で入院。6回にわたって行われた化学療法が身体にこたえ、辛かったそうです。

「でも、気持ちだけは負けないように、とにかく薬をきちんと飲んで早く寝るといって規則正しい生活を3年間続けました。治療から5年目が過ぎて、医者から『もう大丈夫』と言われましたが、過激な運動や暴飲暴食はひかえていま

す。今は適度な運動のため、以前やっていたゴルフをまた始めたり、散歩したりして、だいぶ身体のほうがも自信がついてきました」

ストレスの多い税務署の仕事ですから、お酒を飲んで発散することも多いそうですが、若いころに酒豪の先輩方につきあって無理をしたことが、身体を壊す原因になったのかもしれない。柿沼署長は折にふれ、「何事も健康が大事」と話されます。大病を克服された署長の言葉だからこそ、その一言には重みを感じます。

最後に、荻窪法人会の印象とこれからの抱負をうかがいました。

「荻窪法人会は非常に活発ですね。皆さんに初めてお会いしたとき、これはすごいところに来たなと思いました。税務署としても、これまで以上に、皆さんの研修会などに積極的に参加していきたいと思えますし、税法改正などについては皆さんによく知ってもらおうよう努力することが大切だと思います。また、皆さんも経営者として、税法が経営にどのような影響を及ぼすか、関心が高いでしょう。お互いに勉強しながらやっていく、そういう関係をより深めていきたいですね」

秋のブロック研修会

秋の研修会が各ブロックとも無事終了しました。

各ブロックの研修会には荻窪税務署より齊藤副署長、山口統括官が出席されました。参加人数は去年より若干増えて5ブロック総計で323名でした。

第1部は各ブロックとも共通のテーマで「税務調査いろはカルタ」と題して行われ、講師に荻窪税務署の上席調査官の山口悟氏が担当されました。企業が最もいやがる調査が実は我々の企業経営に役立つ事もわかりました。調査を怖がらず経営に生かすチャンスだという事を知りました。次回の春の研修会ではPART2が予定されています。

第2部は各ブロックが独自のテーマで研修を行いました。講演内容は違いますが「ガンに直面したとき」「中高年の健康問題」「最近の救急事情」など健康・医療問題を取り上げています。

「税と健康」我々にとって関心の高いテーマでご講演いただきました山口悟氏をはじめ、水上治氏、中里厚氏、内田元高氏には紙面を借りてお礼申し上げます。

ブロック	開催日	時間	場所	研修内容
1	9/6 (火)	17:30	杉並区立科学館	テーマ 健康講座 「ガンに直面したとき」パート1 講師： 東京衛生病院 医学博士 水上 治氏
2	9/7 (水)	18:00	杉並会館	テーマ 「中高年の健康問題 ～生活習慣病の予防～」 講師 中里医院 院長 医学博士 中里 厚氏
3	9/13 (火)	18:00	荻窪タウンセブン 8階会議室	テーマ 「最近の救急事情について」 講師 荻窪消防署 警防課救急技術係長 内田元高氏
4	9/22 (木)	18:00	シーダーHATA 101号室	
5	9/21 (水)	17:30	荻窪タウンセブン 8階会議室	

講演する山口上席調査官





税務セミナー「いろはカルタ」 Part1

講師：法人課税第一部門審理上席調査官 山口 悟

「いつ調査官が訪れても、怖がらず、ありのままを」

とお話くださったのは、講師にお迎えした山口上席調査官。税務調査は、調査を受ける側にとって大きな精神的負担と緊張を強いるものですが、実は調査する側も緊張すること。今回の研修は、調査する側とされる側双方の立場から、税務調査のポイントをカルタ形式にまとめた『税務調査いろはカルタ』（税理士 衛藤政範著（財）大蔵財務協会発行）を教材に行われました。

今回の研修は、中には怖いというイメージを持たれている税務調査について、「税務調査いろはカルタ」という本の中から私なりに参考になるのでは、というものを選んでお話ししたいと思います。

ち 「頂門の一針」調査で教えられ 調査官納税者から育てられ

「頂門の一針」というのは、頭の上に針を刺すように痛いところを突くということわざです。調査をする側と受ける側の関係は、健康診断に似ています。発想を変えて、税務調査は、経営者の目の行き届かないところを調査官の目でしっかりと見てもらえる「健康診断」だと前向きに受け取ってみてはどうでしょうか。調査官は確定申告に誤りがないか、十分な準備と検討を行ったうえで調査に臨んでいますから、受けた指摘には意味があり、将来のために役立つ事柄もあります。診断結果として素直に耳を傾けてみてください。

しかし、調査官もはじめから調査のプロではありません。事業主という人生の先輩に接することを通じて、調査官も教えられて成長していくのです。若い調査官は不慣れな点もあり、調査に行つて無礼を働くこともあるかもしれませんが、そのときは注意しても

らつてかまいません。

税務署も機械化が進み、申告や納税が電子化されていますが、税務調査は税法という土俵の上で、実状と現状に感情と人情を交えながら行われる作業です。あくまで人間と人間とのふれあいという部分は変わりません。

よ 要領よい短期の調査よろこばれ 要領を得ない対応が長引かせ

調査という場面では嫌われがちな税務職員ですが、なかでもさらに嫌がられる調査官のタイプがあるようです。たとえば、税法通達の文言に固執して融通がきかない人、針とピンセットと虫眼鏡を駆使して誤りを指摘する人、多くの取引先等へ確認に向いたりして調査日数の長い人、徹底的に調べてやるなどとうそぶく人、なかなか結論を出さず調査を終了させない人などです。

今はこのような調査官はいないと思いますが、もしありましたら問題です。で、税務署にご一報ください。

逆に好ましいのは、事前の準備をきちんととして、調査先の事業内容、業態への理解が早く、要点を押さえた確認作業を行い、短時間で調査を終了する調査官でしょうか。しかし、調査を受ける側の対応のまずさがいたずらに調査を長引かせることも少なくないよう

です。受ける側の積極的かつ適切な協力も短期に終了させる要素です。

む 無予告の調査も任意断れる 無理しない日を改めて正攻法

通常の税務調査は、所得税法、法人税法、消費税法などの税法に基づく調査ですが、このほかに、国税徴収法に基づく財産調査、国税犯則取締法に基づく犯則調査があります。財産調査と犯則調査は調査必要要件のある特定の納税者が対象ですが、通常の調査はすべての納税者が対象ですので、調査権限の基礎知識は持つておく必要があります。通常の税務調査は任意調査であり、納税者側の同意なく調査を行うことはできません。

ですから、事前連絡なく調査官が来ても、万が一、ちよつとその日が冠婚葬祭の当日や、大売り出し等の特別な日であるなど、調査を受けられない特別な事情があれば、断つてかまいません。

現金を扱う商売の場合、調査予告すると現金と帳簿をキチンと合わせてあることが多く、申告の際に雑損の欄に現金過不足があるにもかかわらず、調査日に現金が合っているとすると、それは問題となります。正直なところをありのまま見せていただくためには、無予告の調査も必要と思っています。

い

いつの日かメモ一枚が役に立つ一枚のメモを出したが命取り

税務調査は、納税者側から提出された確定申告書の記載内容の適否について行われます。したがって、過去の事実関係の確認作業が中心となりますので、帳簿書類が整備され、請求書、領収書等の原始記録が保存されていなければなりません。手帳や卓上カレンダーなどにメモ書きした記録が、後の税務調査で役立つことは少なくありません。逆に、故意に売上帳に記載しなかった入金や、そのメモから発覚することもあります。

昨今はパソコンや携帯電話の中へのメモ書きも増えていますが、基本的に書類を取っておくことが大事です。調査は目で見て確認することが基本で、私たちが話だけ聞いて帰ると統括官に怒られますので(笑)、何かしらの書類は保存しておきましょう。

ろ

論より数字の根拠出せ
論より実地に検査しろ

調査官と社長の会話です。
調査官「この仕掛工事の金額について説明願えませんか」

社長「それは、現場の進行状況を私が判断して金額を決めています」
調査官「具体的に現場ごとの原価計



算はされていないのですか」

社長「全部頭に入っているからねえ」

これでは調査が進行しません。
調査官「期末に入庫しているこの材料の仕入れですが、材料の棚卸しに反映されていないようですが」

社長「倉庫の中のもののはちゃんと数を当たっていたから間違いはないですよ」

調査官「倉庫を確認させてください」

こうして実際に倉庫をのぞいてみると、調査官が指摘した材料が置いてありました。やはり、話だけでは納得しません。「論より証拠」のことわざとおり、調査官の検証作業に耐えうる資料の作成保存が必要ですし、調査官は実際にさまざまな検査を行います。協力してもらえない場合、取引先に出向く反面調査も行われ、結果的に調査が長引いてしまいます。

り

領収書ないと法人税はダメ
領収書なくとも消費税はよし

調査というと、会社は法人税の調査、個人事業者は所得税の調査と考えがちですが、せっかく行くのですから、源泉所得税、消費税、印紙税の調査も行われます。つまり、いずれか一つの税目が調査の必要があると判断されれば、すべて調査されるということです。

調査官「交際費の確認ですが、1万円、2万円の飲み屋の支出が多いですね。その領収書がないようですが」

社長「割り勘で払って領収書がもらえなかったり、酔ってなくしたのが確かあるね。だけど、会社のために使ったのは間違いはないよ！」

調査官「一分分だけでもけっこうな金額です。損金には認められませんか」

では、法人税も消費税も修正申告かというところ、扱いが違うので消費税は問題ありませんでした。

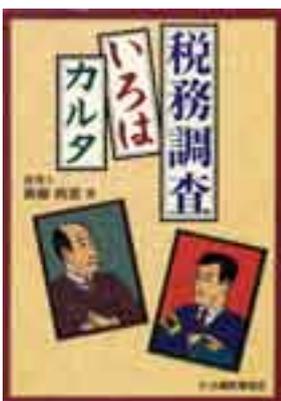
ここでは「消費税はよし」となっていますが、基本的に領収書のないものは認められません。3万円未満の少額の消費税でも、課税仕入れ先の名称、年月日、内容、金額を特定するためには領収書が必要です。

る

累卵の危うき嘘はすぐにバレ
類似した文字の証ひょう見落とすな

調査官が、めくっていた領収書綴りの手を止めて、いくつかの領収書について質問しました。調査官は、五感を研ぎ澄まして証ひょう書類を見ていますから、その手が止まると心臓に悪いものですね。しかし、質問した領収書は、市販の同一の領収書用紙に、10万円や20万円という切りのいい金額で、印紙の貼付もなく、領収した人の住所の記載が不完全であり、押印が三文判でしてあり、さらに筆跡が社長のものと似ていました。領収書を書くことで架空の取引の証拠を作り、社長が現金を私していたのです。

「累卵の危うき」というのは、積み重ねた卵が崩れやすく危険であるということわざですが、自分で領収書書いても必ずバレます。私どもは、そういうのを見るのが仕事ですので、そういう工夫をされないよう(笑)、よろしくお願いいたします。



教材の『税務調査 いろはカルタ』

第3ブロック研修会

AEDとは心肺蘇生の機器です。 あなたの手で大切な命を守ってください。 最近の消防事情 —— AEDを使用した救急救命

講師 荻窪消防署 警防課救急技術係長 内田元高氏

第3ブロック研修会の研修くその1)として、荻窪消防署の内田係長が登場。およそ30分にわたり、(1)消防の仕事、(2)なるべく早い応急手当、(3)最近の救急事情についてお話されました。また、救急車が到着するまでの応急手当では、人工呼吸および心臓マッサージに加えて、AED(自動体外式除細動器)を使用した心肺蘇生法を実施しました。研修の内容を要約してご紹介します。

消防の仕事について

消防の仕事は、火災、救助、救急、予防行政の3つに大きく分けられます。

東京消防庁には80の署があり、10のグループに分かれています。そのうち荻窪消防署は第4消防方面本部に所属します。平成16年度、荻窪署管内では火災件数62件(前年より11件減)、救急出場1万201件(421件減)、その他の救助活動394件(10件減)。東京消防庁では217台の救急車で、年間67万件的救急出場に対応、47秒に1回の出場、出場件数は毎年3〜6%ずつ増えています。これに比べると荻窪署管内は皆様のご協力により減っています。しかし、救急車1台は1日14〜15件出場しており、ほとんど



実物を手に説明する内田氏

フル稼働の状態です。救急車の稼働中に、重症の患者さんが出た場合、近隣の管内の救急車を出場させ、消防車も現場に向かい、いち早く救命手当を行う場合があります。命に危険性がある場合には、多くの人員で的確な処置を行う必要があるからです。東京消防庁では、これをP A 連携活動といっています。

命を救うにはどうしたらいいのかわ

救急処置の方法は、この1〜2年の間に大きく変化しました。なかでもAED(自動体外式除細動器)の登場があります。停止する前の心臓はけいれんを起こしていることが多く、その際、AEDを使用することで、より多くの人を救うことができるようになります。AEDはもともと医師が使用する医療器具ですが、平成13年から救急救命士は医師の指示のもとで使えるようになり、平成15年4月には医師の指示なしでも使用できるようになりました。さらに、平成16年7月には、一般市民も使用できるようになりました。救急車が到着するまでの間に1分1秒でも早く、人工呼吸と心臓マッサージに加えてAEDを使用することで、確実に救命率が高くなつて



います。

AEDには、電源ボタンと通電ボタンの2つのスイッチがあり、電気ショックを与えるパッドがついています。電源ボタンを押し、患者に2つのパッドを貼ったあとは、音声で使い方を教えてくれるので、器械の指示通りにするだけです。

もし、目の前に倒れている人がいる場合、その命を救うためには救命の連鎖が重要です。つまり、早い119番、早い心肺蘇生、早い除細動(AED)、早い2次救命(救急隊や病院での処置)です。この4つの「早い」がつながってこそ、命が救えるのです。

AEDを使用した救急救命の要領を覚えていただくために、消防署では、普通救命講習(講習3時間)、上級救命



人形を使って使用方法を説明する内田氏

講習（講習8時間）、応急手当普及員（講習24時間）の講習を行っています。
新しい患者搬送システム

最近の救急事情として、救急件数の増加に対応するため、さまざまなシステムが導入されています。

消防署では24時間、救急病院の案内を行っています。また、今年9月から東京消防庁のホームページで、現時点で患者を受け入れている救急病院がどこか、検索できるようになりました。

導入されました。軽症の人、通院・退院等には、東京民間コールセンター（057010391099）に電話をすると、民間の患者等搬送事業者を紹介してくれます。また、今年9月から、

普通救命講習を受けた運転手によるタクシーでの搬送も行われています。

いずれも重病、重症の人がすぐに救急車を利用できるよう、自力で病院へ行ける人にはなるべく救急車を使わずに病院へ行ってもらうための取り組みです。

消防署では、皆さんの生命を守るためいっそうの努力をしていきますので、ぜひご協力をお願いいたします。

第2ブロック秋季研修会開催される

恒例のブロック研修会が去る9月7日（水）、午後6時から杉並会館で開催され、豪雨後にもかかわらず、50名が参加。講演・研修のあと、講師を交え、親交を深めることができました。講演・研修の概要は以下のとおりです。

研修委員 榎田嘉生

演題：『中高年の健康問題』 講師：中里医院院長 医学博士 中里厚殿

日本人の食生活が最近急速に変化しつつある。グルメブームにともなう過食、オーバーカロリーによる肥満などから、糖尿病やその予備軍が増加の一途をたどっている。特に潜在的な糖尿病予備軍は、自分で気づかないうちにこっそり忍び寄ってくる。こうした身体の変化をいち早く見つけるため、一番よい方法は検診を受けること。杉並区では、30歳以上の区民に対して毎年誕生日に無料で検診を受けることができるのでどんなに多忙でも必ず受診のこと。



中里先生の講演

●留意点

- 標準体重の算出方法：
体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)
標準=22、25以上=肥満、19以下=やせ
- 血糖のコントロールは大事 空腹時血糖：
110mg/dl以下にヘモグロビンA1c5：8%以下が正常特にヘモグロビンA1cは、血糖の測定以前約1ヶ月間の平均値を示す大事な値ですので、要注意!
- その他、男性：前立腺がんの腫瘍マーカーであるPSA値の測定、女性：乳がん、子宮がん 検診肺がん、喉頭がん区民検診等をおすすめしたい。

●メタボリック症候群とは、

- ① 腹囲：男性102cm以上、女性88cm以上
 - ② 空腹時HDLコレステロール：男性40mg/dl未満、女性50mg/dl未満
 - ③ 空腹時中性脂肪：150mg/dl以上
 - ④ 血圧：130/85mmHg以上
 - ⑤ 空腹時血糖：110mg/dl以上
- 以上のうち、三つ以上を満たせば、メタボリック症候群。日ごろから標準体重を維持に努めること。

荻窪管内AED設置場所MAP



AED 配置場所一覧 (平成 17 年 9 月 13 日現在)

配置施設	場所	住所	配置施設	場所	住所
上井草スポーツセンター	1階ロビー	上井草3-34-1	杉並会館	受付ロビー	上荻3-29-5
妙正寺体育館	受付窓口	清水3-20-12	あんさんぶる荻窪	1階ロビー	荻窪5-15-13
大宮前体育館	受付窓口	宮前2-11-11	杉並保健所	2階エレベーター前	荻窪5-20-1
荻窪体育館	地下1階体育館前	荻窪3-47-2	荻窪タウンセブン	4階ウエルネス杉並	上荻1-9-1
荻窪地域区民センター	受付窓口	荻窪2-34-20			
井草地域区民センター	受付窓口	下井草5-7-22			
西荻地域区民センター	2階ロビー	桃井4-3-2			
なののはな生活園	1階玄関	宮前2-22-4			

まちかど救急隊 (地域への配置)

配置施設	住所
ホークアイ富士見ヶ丘	久我山2-23-2
西荻南まちかど救急隊	西荻南2-7-10 コンビニ

◎今後、20台のAEDを、区内各駅及び駅周辺商店街やまちかど救急隊など、地域への配置を予定している。



AEDの普及を伝える『朝日新聞』

税制委員会座談会



税制委員会 座談会出席者 (敬称略)

税制委員長	中原章雄	大新建設(株)
税制副委員長	五十嵐良夫	アイユーシー(株)
税制委員	小林誉光	税理士 小林誉光事務所
税制委員	田中晴弘	鳥羽建設(株)
広報委員長	鹿野修二	ADLIVE(株)
広報副委員長	矢澤規充	(有)春日園

中原委員長のもと税制委員会が一新されました。
 税制委員会は法人会の中核を担う委員会です。
 もっと税制委員会の活動を会員の方々に知ってもらいたい。
 そして、税制について会員の方々と一緒に考え、勉強していきたくと委員会では考えています。
 ホンネトークの座談会の本領発揮です。

小さな声もまれば大きい

鹿野修二広報委員長 新しく委員長が
 変わられたので、今後の抱負とか、税
 制委員会はこういう活動をしている
 とかを、アピールをしていただきなが
 ら、わかりやすく解説していただきた
 らと思います。

中原章雄税制委員長 そうですね。正
 直、暗中模索なんて言うが無責任な言
 い方になりますが、僕自身がイメージ
 していた税制委員会というのは、単純
 に話を上に上げるとか、そういうよう
 な意味合いで考えている部分もあつた
 んですね。やっぱり法人会という位置
 づけから考えれば、本来納税というこ
 とを基本にまず考えていくことだろう
 と。要望書がここにありますが、要す
 るに意見としてどのような形でまとめ
 ていくのか。その要望書の持つていき
 方とか、アンケートとかいろいろあり
 ますけども、それがただ上についてそ
 のまま、そこから先はどうなっている
 のかよくわかりません。それだけにわ
 かりづらいというか、私自身、何とな
 くはつきりしないのはそういうところ
 にもあるんです。

強不足で完全に把握し切れてはいませ
 んが、一番みんなが基本に思う、何でこ
 ういうものを納めなければいけないか
 とか、そういう一番基本にあることを、
 わかりやすく皆さんにお伝えする仕事
 をするところなのかなと思います。

五十嵐良夫税制副委員長 自身は、
 過去、税制副委員長を2期、協力させ
 ていただきました。税制というのはや
 はり国の骨幹中の骨幹ですから、今日
 も自民党圧勝ということから考えれ
 ば、これからどう税制が変わっていく
 かと。そうした状況の中で、我々ほど
 う展開していったらいいのか法人会と
 いう全国の組織をいかに活用するかと
 いうことは、小さな声でも一つに全法
 連がまともまれば大きくなるわけです。
 組織の拡大を、法人会の会員の増強運
 動をやっているわけでしょう。単なる
 会員増強、増やすただけだったらば
 必要ないわけです。そういうものを全
 国展開として生かすために、僕はそう
 いう活動があるんだろうと思っ
 ています。

鹿野 単会を通して、東法連、全法連
 に、先ほどおっしゃったように、どう
 という形でその提言、意見を取りまとめ
 て上げていくかという、その方法も考
 えないといけませんね。

小林誉光税制委員 今回の選挙の話で



中原章雄 税制委員長



五十嵐良夫 税制副委員長



小林誉光 税制委員



田中晴弘 税制委員

思ったんですけど、例えば国民の声というのは選挙を通して上げることはできるんですけど、法人格を持った法人の声というのは、この大きな法人会を通してしか上げられないのではないかなと思うんです。この国民の声と、法人の声——法人が要望することというのは微妙に違っている時代がこれから来るんじゃないかと。というのは、当然高負担高福祉の時代、福祉を優先すればするほど当然税金を使うから、法人にとっては高い税金を払わなければいけないという時代が来るのではないかな。法人が成長していくこと、高齢化社会が求める高福祉時代の増税、景気が回復していくために行う減税は違うのかなと。日本の圧倒的な中小企業の声を吸い上げているという意味では、法人会が好ましいと思います。

鹿野 そういう意味では、法人会の税制委員会が活躍する場というのは、今まで以上に、もっと真剣に考えていく必要があります。

田中晴弘税制委員 そうですね。私は、今期2期目で青年部会より選出されています。

初めて税制委員会に入りまして、まず税制ということに対しては税金を集めるということが趣旨かなと思いましたが、でも、委員会に出席しまして、税

金の使い道を協議する場になってしまったので非常に驚きました。法人会というところは、税務署の外郭団体なので、税金を集めるだけかなと思っていましたが、集めた税金をどうやって使うか。公務員が多いので削減しようとか、いろいろすることで税制委員会でも話し合いをしています。それでここに有りますように(財)全国法人会総連合(全法連)よりアンケートが来まして、中小企業としてどういうものを求めているかを答えて再度、全法連で協議して要望書にまとめて政府に要望しています。今年も、9月21日に東京国際フォーラムにて全国より会員さまが集まり税制改正大会が開催され要望書を決議いたしました。

鹿野 この全法連で、税制改正に向かっていろいろ発言をしています。具体的形になっていくということはあるんですか？

五十嵐 私はそれなりに評価させていただいているんです。やはり法人会が果たす役割は非常に大きいと思いますよ。いろんな団体がありますけども、中でもやはり法人会の果たすこの税制委員会、全法連というような、これは大きいと思います。

鹿野 このアンケートの取りまとめというのは委員会でやられるんですか。

田中 全法連の税制委員会がありまして、そこからアンケートが来るんです。それに我々の税制委員会が協議して返答を出します。それで、この税制要望書は大体8割位通っているの事です。それだけ会員の意見が強くなってきたということです。

中原 私は本当に以前のことに対しては勉強不足で、漏れ伝え聞くとか、そういう程度でしかありません。税制委員会というのは、恐らく法人会の中で何をやっているんだろうというのは、正直私もよくわからなかった。だから下からの要望を上げるといってお話は、確かに一番大きな仕事なんだろうなと思う反面、その割にはあまりにも皆さんが理解をしてないんじゃないかなというようなこと。ですから要望として上げることはもちろん、これはもう一番大事だと思えますけども、結果なりその報告の仕方がどうなんだろうとい



うことも含めて、少しわかりやすくするといいいのかなと思うんです。

税に関する講演を

矢澤規充 広報副委員長 税というの

はいろいろありますよね。法人税もそうですけども、それだけじゃなくて個人としての税金も考えなければいけない。僕も非常に勉強になったなというの、部長を経験させていたっていて、全国青年の集いというのがあって、国税のトップの方が来て、基調講演で今後の税金のあり方というような話をされたんです。講演を聞くと、直間比率の問題もそうですし、いろんな面で考えなければいけないなど。要望もそうなんですけど、今はもう少し多方面に税のことを考えなければいけないので、会員の皆様に、委員長もおっしゃったように、方法といいますが、やり方というのは何か具体的にあればとは思ってすけれども。

小林 税制講演会というのが年に1回あるんです。税というと、どうしてもかた苦しいテーマというか、人が集まらないとかというので、やめてきたという経緯があるようなんです。ただこれからはそれを変えて、できるだけ税に関する講師を呼びたいなという内

容が、前回の税制委員会でも議題に上がったんです。それによって税制委員会の2つの役割をより一層達成できると思っています。1つは、「会員企業が発展するような税の要望を上げる役割（税制改正要望大会）」、もう1つは「会員企業の皆様に役立つような税の内容を研修会で広める役割（税制講演会）」です。

ただ、そのテーマだと思うんですが、大体の皆さんは法人会に入っている、税理士が入っているから法人税のことはいいやということになっているようですので、資産税関係の相続税についてとか興味があるテーマでやってみるのでもいいのかなと。

鹿野 会社法なども税制委員会で検討されるような話であれば、非常に興味を持って人にもいるんじゃないかなと思います。

田中 そうですね。会社法は我々中小企業にとって重要だと思います。法案が可決しても、我々には、実際のようないな法案なのかわかりません。その法案の内容をアピールするのも我々の役目だと思います。

鹿野 税金の話をするとうるまじいというの、これだけ法人会会員の方がいらっしやるわけだから基本的に面白い話のような気がするのと、ほかの委員

会というのは何らかの形で接点がありますよね、会員の方と。その接点がないか今まで見えなかった。

矢澤 そうですね。確かに税を勉強し、行政に協力するために我々は入っているわけなんですけども、意外とそういうところを……。今回選挙があった、次の争点は何かといえ、明らかにサラリーマン増税なのか、消費税なのか、そして社会保障制度はどうなるのかというように話に当然移行していくと思う。これからはやはり勉強していかないと大変だぞと、というのはありますので、そういう面で、講演なり何かがあれば、今までは違った形で皆さんが真剣に前向きに聞きに行く時代じゃないかなという気がします。

五十嵐 そのとおりだと思いますよ。すべて若い人は、この消費税の問題、年金の問題を抱えているわけでしょう。そういうものに真剣に取り組んでいくべきだろうと思います。やはり法人会を通して、やはり地域に密着した方々を、そういう方向に持っていくという。

例えば、先だって第1ブロックで税務研修会がありました。そのときに関心のあったのは、東京衛生病院のがんを専門に研究されている先生にお出でいただいて、身近な問題として。先

ほどもおっしゃったように、税の話だとしても関心が薄いです。けど、いざがんの問題になるというと100名近い人が参加するわけですから、やはり自分を含めてなんですけど、最終的には、病気が税金とはどう関連があるんだというところまで入っていったらいいです。

小林 小泉さんが総理をやっている間は消費税が上がらないという話なんですけど、もうあとちょっとにきているので、まず間違いなく消費税は上がると思います。知っておかなければいけないのは、赤字の会社にも消費税の納税義務がある可能性があることです。法人税は当期利益をベースに税額を計算しますよね。自分の会社がもうかっているかどうかかわからない経営者はいないと思うんです。ベテランの経営者なら納税額は大体頭で計算できるは



委員会の横のつながり

ずなんです。でも、消費税はベテランの経営者でもなかなか計算できない。

特に年1回税理士が関与している中小企業で、1年間に納付すべき消費税額を把握していない会社では、払えなくなってしまうところがいっぱいあると思うんです。私たち税理士が毎月関与しているときは、今の消費税は幾らぐらいですよって伝えれば、通帳を分けて、その分を別にしておいてくださいとお話して、別にしておいてもらうこともできるんです。それでも1回払えなかったら、もう次からはなおさら払えない、それがたまっていってしまう。滞納問題というのが出てくる可能性が非常にありますので、今後、会員の研修で皆さんに消費税のことをもっと知っていただく必要があると思います。

鹿野 今回の秋のブロック研修会では全部5ブロックとも署でやる研修テーマは統一なんですね。そのテーマを出すのは、本来研修委員会なんだけれども、税制委員会が加わって、研修会のあり方というのを考えられませんか。

中原 この間、これは委員会ではなかったですかね、やはり各委員会が個々に行っている講演会がどうしてもさっきの興味のあるものに偏りがちだというところで、やはり今おっしゃるように横のつながりを持って、同じようなテーマをもし考えていけば、当然2回に分ける必要もないだろうという単純な考えもあるんでしょうけども。

もちろん単純にただ興味のあることではなくて、やっぱり難しい話ではない税制の話という、これが一番難しい。そういうテーマをよく考えて、わかりやすく皆さんにどういうふうに説明ができるか、ある部分では税制委員会がよく考えていかなければいけないと思います。本来税制委員会なんだから、税制のことは、皆さんよりは少し深く考えて知っておられるだろうという判断をあるいはされているでしょうか。この間そういう話がありました。

五十嵐 税制委員会とすれば、研修会にどこまで踏み込むことができるかということなんです。税制委員会の中で、税務署の専門官にこういうことを具体的に、限られた短時間の中にわかりやすく話していただこうじゃないかという検討はできると思うんです。それを今後、私どもではやっていくべき必要があるのではないかと。

鹿野 税務研修会は青年部会にもあるんですか。

田中 税制講演会は年に1回あります。税制講演会は結構ハードな面が多いです。

講演を聞いていても面白い先生と面白くない先生がいますよね。(笑)

話し方が、10分で飽きちゃったとか。良い先生は、他の会でも結構人気がありますので、結構講演料も高額になってしまいます。税制委員会だけでは、それだけでは補えないという面もあります。

鹿野 第3ブロックは、岩倉さんに講演していただいたことがあるんです。プロですから、非常に話がわかりやすいということもありました。やっぱり署と違った税の説明の仕方。評判がよくて人気があったんじゃないかなと思います。

五十嵐 要するに税法の用い方によつ

て変わる部分があるわけですよ。税務署の方々も取るうというのが目的ではない、正しく申告されているかどうかを正す調査官ですから、そういう面で仲よくしている。というよりも、たまたま知っているからこういうふうにおやりになればこちらのほうが得ですよというふうに説明してくれるわけです。だから税法解釈によっては、認められない部分と認められる部分というのがあるわけですね。

鹿野 税法解釈もあると思うんですけど、一つには、その業界によって税金の考え方が違うということはないですか。

小林 基本的にはないですね、ただ、税法そのものというのは大まかにしか定められていないんですよ、消費税法にしても法人税法にしても。それでその取り扱いを全国で統一するための基本通達とか、取り扱いの通達があるんですね。それが法律のようにして利用されているんで、またその解釈が出てくる部分がある。

特によく問題になるのは、修繕したのか価値が増加したのか。修繕費として全額当期の損金にできるのかどうかは実際の実務で問題になることが多い。それが資産になるか、その期の経費として計上できるのか。今の税法だと非常にあいまいな部分がある





ので、解釈の問題が出てくるというところで。やっぱり我々としては、修繕費にするのであれば、それなりの立証ができるだけの資料をそろえて、調査があった場合にどう立証するかを事前に検討すべきです。高額な支出する場合、税務ではどうなるのかな？と一歩止まって考えられることは大切だと思います。

今のは一例ですが、税法が簡素であることが大切だと思います。こう処理したら税金はいくらになるという税法の予測可能性が確立されていなければ、現在の申告納税方式は成り立ちません。今後、この簡素について要望する必要があります。

関心の深い消費税と相続税

鹿野 こういう話を研修会、講演会でされると。お金の話というのは、先ほどおっしゃった命の話の次には、多分お金の話に興味を持っている人は多いだろうと思うんですね。

矢澤 多分、興味が切り口次第なのかなというようなことはありますね。だ

から会計の話で今話題になっている、『さおたけ屋はなぜ潰れないのか？』あの本は、筆者の言葉によれば、会計学を度外視して物的に、いわゆるお金の問題というか、会計の問題とかいうのをちよつと書いてみましたというので、今100万部ぐらいですか、売れているという。

多分我々もいろいろなことに興味を持っていて、だけど大上段に構えられるとちよつとどうかと思うことが、ほんのちよつと、今のお話でもいいんだと思いますけども、非常に身近なことであればすごく興味をもつて聞ける。それを探するのは大変でしょうけどね。(笑)

五十嵐 具体的には、地域で今一番関心事が深いといったら消費税と相続の問題でしょうね。これからますます高齢化でしょう。消費税だって、例えば手形の商売をやっているところなんていうのは、下手するとサイドは6カ月(180日)なんていうのがありますよね。払うのにはもうすぐでしょう、待ったはきかないわけでしょう。高い金利で割り引いて、それで納めるという方法はどうなんだとか、そういう問題までも踏み込んで意見を言っていくべきだろうなと思います。

小林 資金繰りに関しては、結局、い

ま市販の会計ソフトが安く出ていますよね。そういうのを利用して資金繰りを指導することはできるのです。

一昔前の会計事務所は資料を預かって試算表を作って報告するという商売でしたが、2カ月も前の資料なんかは、変な話、資金繰りに何の価値もないですよ。

会計ソフトは今2〜3万で買えるんですよ。維持で2万ぐらいのものでいけるので、導入することによって、例えば今まで売り上げがどうとか、経営がわからないと経理の本を読むぐらいだったら、その売り上げの内訳を出してあげて、それを浮き上がらせてあげることによって経営というのは見えてくるんです。パソコンが入っていけば、今日現在、消費税を幾ら納めることになるかわかりますよね。そこを企業の方に理解していただきたいというのが一点。

それから、相続税の話に関しては、相続税対策ということもあるんですけど、これから高齢化していくにあたって、成年後見という話がよく出てきます。あれとちよつと絡めて講演するのもおもしろいのかなと。成年後見というのは、認知症になった場合、贈与などの意思決定ができなくなります。成年後見人というのは、あくまでもその

個人の利益になるように代理人として動きますから、相続税対策などはできないんです。

ただいつ認知症になってしまいかからないし、いつ自分の意識がなくなってしまうかわからないという現実を考えると、どこかでやっぱり話してあげなければいけないという部分がある。しかし税理士でも、そういう話は社長にしばらく部分があるんです。「何だ、おれはまだ元気だ」と言われる社長もいらつしゃいますし、年1回の確定申告の時期などに機会をみてお話しするぐらいです。そんなにちよくちよくこんな話をしていたら怒られてしまいますから(笑)。法人会のこの講演会なんかで、そういう相続の話と成年後見の話、それを含めて贈与の話をするというのもおもしろいかなというふうに思います。

五十嵐 私ほもつと単純明快に……。毎年1回の確定申告用紙みたいなものをつくって、それで入れてみて、自分が仮にこういったときの相続税は大体どのぐらいかかるんだらうかという目安になるような、そういうパターンができるのか、できないのか。自分で書き込めて、それである程度納税額が計算できるというようなことができれば非常に改革になると思うんです。

年寄りがみずから自分の相続税を計算して、だれだれにこういうふうな税金があつてという計算ができれば、こんなありがたいことはないと思うんです。

相続税は避けて通れない問題ですよ。昨日まで青々として、空気がキレイで、緑の杉並がもう本当に更地になつちやうんですから。ああいうのが相続でしょう。そんなのを見ると、何となく相続税というのは、金持ち優遇なのか、緑残したほうがいいのか。

小林 相続税もそうなんですけど、その相続そのものをもうちょっと理解してもらわないとだめだと思っんです。結局、10カ月後に遺産分割が確定して納税額が算出できないといけないのです。意外と遺産分割が確定しない場合というのが多いんです。特に皆さん、法人を経営されていると、キャッシュにはなりません。株または出資金の価値というのがありますよね。後継者を長男にするのであれば、株または出資金を長男に相続させた分、代償分割ということで、同じ価値のものを次男、三男の相続に充てるわけですが、株または出資金がどれぐらいの資産価値があつて、同等の資産を相続させるためには、生命保険契約など工夫しておかないと難しいんです。そうことをしておかないと、会社を清算せざるを得な

いということが実際にあります。

あと、分割と相続税対策は違います。現金1億円を2人で分けるのは、5000万円ずつで簡単ですが、例えば、信託銀行などに言われて、それでアパート経営をしていると、確かに相続時の財産の価値は低くなります。でも相続する(分ける)のが非常に大変になります。相続税対策と言いますが、それで最終的に親族間でもめ事無く相続できればそれは幸せですけど、やり過ぎた相続税対策によって、財産分割が確定しなくて困っていることが結構あるんです。

委員会をわかりやすく伝えたい

中原 今ここで話をしても、これだけいろんな話が出てくるんですね。だから、単純に遺産相続といっても、法人にかかわるものは、法人会にいらっしゃる方は当然かかわってくることでしょから。これはもう本当に何でも話題になりそうですよね。だから講演もしかり、研修もしかり、やっぱりわかりやすい話といえば、今のことはすごく興味のある人はたくさんいるでしょうね。何かちょっとした疑問に思うようなことでも、そういうことからみんなんで検討していけば、税制委員会はもっ

とわかりやすくなると思います。

田中 今日、税制に関して税制委員が4人集まっても、この様にたくさんのお話が出てきますが、実際支部とかでこの様な話題が出てこないと思います。もっと税に関して議論する場を増やしてより良い社会を構築できればと思っています。

我々、荻窪法人会税制委員会は、税に関して東京法人連合会或は全国法人会連合会に強く要望して、全国の人ももっとアピールして法人会の活動を広く知ってほしいと思います。今、法人会120万社の会員様によって運営されています。すごい組織だと思います。

五十嵐 本当におっしゃるとおりだと思いますよ。もっとメディアをね、テレビの番組も全法連が使ってやっていくべきですよ。それが結局政治力だろうと思うんですよね。

田中 私は、支部より選出の組織委員も兼任しています。会員の増強運動で法人会は何のメリットが有るんですかと言われます。と言う事はそれだけ皆様が法人会という組織を知らないか

らです。全法連で全国規模で放送等でPRして頂きたいと思っいます。

五十嵐 具体的に言えば、中小企業いじめと料金課税です。真面目にやっつて利益出して、積み重ねたもので、また税金を持っていくという。例えば、避けて通れないのは先ほど言われた消費税問題でしょうね。国民は、もううまく慣らされていると思っいますよ。

日本は時間をかけて、だんだんあきらめさせて、もう観念したところだな、これでもうというのとどめを刺しにきますから。だから抵抗なく消費税上げられると思っんです。しかし、むだ遣いは全然変わらないんです。

中原 やることがいっぱいありますね。税制委員会で。(笑)

この間委員会を開いて、非常に皆さんの意見が活発に出てくるので正直驚いたんです。それで、今逆にわからないんじゃないかと、皆さんがそれだけ本当は興味があることなのに。繰り返しになりますけど、どうしてもそのわかりにくいところへ話が戻っていつてしまふような気がするんです。それをいかにわかりやすく、僕たちがそういう意見をどれだけ出せるか。そのところをまず、どういう形で皆さんにわかりやすくお話ができるかということを考えていきたいと思っっています。



父親が頑張る姿を見ること それが息子の財産



新税制委員長インタビュー

中原章雄 税制委員長

聞き手 ◎ 鹿野修二 矢澤規充

「税のことはわからないことが多くて、勉強させていただきます」と新委員長の中原氏。よく映画を観にいったという少年時代、男ばかりのなかで採まれ思い出多い高校時代、就職先のゼネコンでの新人社員研修、建築業界の現状、お子さんのことなど、さまざまな話題に花が咲いたインタビューとなりました。

末っ子の長男は内弁慶

「ぼくが生まれたのは、昭和27年、今の東八道路の車道と歩道の境目あたり」とおっしゃる中原税制委員長。東京都三鷹市新川のお生まれです。三鷹は、当時、父親の勤め先のあった土地ですが、新たに建築業を開業するため、中原氏が1歳の誕生日を迎える少し前に西荻窪に引っ越してこられました。

2人の姉との3人兄弟。「女2人の男だからという言い方が合っているかどうかわかりませんが、言いたいことも言えない、内弁慶の子でもでした」と中原氏。両親の仕事の関係で、近所の子どもたちとは違う私立保育園に通っていたため、小学校では知っている子が誰もおらず、なかなか男の子に話しかけられなかったとか。

また、2人の姉に連れられて、駅近くの映画館にはよく通ったそうです。当時はやった、中村錦之助や大川橋蔵のチャンバラ映画を観たことは、少年時代のよき思い出です。

当時、進学校として知られた神明中学校から日本大学第二高等学校へと進まれます。高校時代は、中原氏にとつて、人生最初の転機になりました。

「日大二高は、今は共学ですが、当

時は男子部と女子部に分かれていました。高校で初めて男ばかりのなかに入ったとき、自分はなんてイヤな男だったんだろうと思いましたが、よくも悪くも男ばかりのなかで採まれて、そこで大きく変わったし、ぼく自身の人生にとつてもよかったと思っています。今でも高校時代の仲間とのつきあいが多くいますよ」

ときには友達と悪いこともし、先生に「坊主にしてこい！」と言われたことも。しかし、よき先生、よき友人に恵まれた高校生活でした。

家業の建築業を継いで

大学卒業後は中堅ゼネコンに就職。入社後すぐ、本社のある大阪で行われた半年間の社員教育は忘れられないものでした。最初の3カ月は、6時起床、ランニング、体操、掃除のあと朝食という生活。残りの3カ月は配属された各現場での研修でした。半年後、教育期間の最後は舞鶴の海上自衛隊での訓練と寺院での座禅修行、お伊勢参りで締めくくられます。

「寺院は、いつもは永平寺なんですが、ぼくらのときは宇治のまんぶく寺でした。永平寺は食事のときの正座が厳しいと聞いていたんですが、まん

ぶく寺は椅子だったので楽でしたね。ちように、他社の社員教育で40〜50人の若い女性も来ていて、半眼で座禅を組むと、視線がちように女性のお尻のあたりにくる。座禅も悪くないかななんて(笑)」

4年間、勤めたあと、姉の嫁ぎ先の商売を1年ほど手伝い、平成8年に家業に入られました。

「親父が病気をして、それがきっかけでした。当時、親父と社員が1人、事務員さんと私の4人、大工さんは4人いました。設立後40数年で会社が変わっていく時期だったんでしょね。社員はそれぞれ年齢的なことや病気で辞め、今は経理を家内に手伝ってもらって、私1人でやっています」

中原氏が代表を務める大新建設株式会社では、おもに木造住宅の建築を手がけています。しかし、在来工法による木造住宅の建築件数は減る一方。

「今は、『家はハウスメーカーが建てるもの』というイメージを持っていくお客さまが多いですからね。なぜなら、展示場で実際の家を見ればわかりやすい。デパートのようにいろいろな家が展示されているのは、お客さまにとっては確かにいいことかもしれません」

また、ハウスメーカーのものは、



役所の許可に必要な安全基準などの数値が比較的わかりやすいことがあります。しかし、いくら数値をクリアしていても、実際に安全かどうかは大工さんの経験値にかなうはずはありません。

「今は、築20年もしたら建て替えるという感覚がありますが、在来の日本家屋のよさは、5年とか10年住んだところで間取りを替えたり、悪くなった材を1本だけ替えたりして、長く住めるところ。実際、建築業界は厳しいんですが、私たちが努力すれば、もっとよくなるんじゃないかと思っています」

活発な委員会に

お子さんは、大学2年生と1年生の娘さん、高校1年生の息子さんの3人。

「一番下の息子がね、姉との年齢差が私と同じ。こいつも同じようなことを考えてるのかなあ、なんて(笑)」

先代の社長は、初めて男の子の孫が生まれたことに喜んで、幼いころは仕事が終わると毎日、子どもが喜ぶようなところへ連れて回ったとか。息子さんも、『祖父が作り、父が築いた会社なのだから自分も』と、ふともらしたことがあったそうです。

「でも、これからの時代はますます厳しくなりますからね。私としては、まず別の分野に挑戦してほしいなと思っています。父は、お客さんのところへ行くのに、子どもの私をよく連れていきました。それが二代目の私の仕事に確実につながっていますね。父がどういうつもりだったかはわかりませんが、親の仕事を見ていたことはよかったです。自分が会社を始めた友人に、『おまえは会社があるからいい』と言われたこともあります。二代目のつ

らさもあります。親父のお客さまにもお世話になりましたが、今は、新しい自分のお客さまも増えているんです」

最後に、税制委員長としての抱負をうかがいました。

「最初に委員長のお話があったとき、税制といわれても、今までまるで縁がないので、正直言って『えっ?』と思いましたね。勉強させていただきます、と言ってお受けしたんです。

私も含めて、税制について知らないことが多いと思いますが、税制委員会で、今回はこの点についてわかりやすく説明できるようにしようとか、皆さんに理解してもらうにはどうしたらいいかを話し合うことで、法人会も活発になっていくと思います。第1回の委員会するとき、皆さんがいろいろな意見を出されるので驚きましたが、私自身も勉強し、皆さんに意見を出していただくことで、活発な委員会にしていければと思います」





文● 小代 勉 (寄稿)

支部長訪問

第3支部長 小代 勉

積極的に参加する事で自分のものに

杉並井荻の地で昭和41年に左官業を営んでいる父の次男として生まれ小学生までは同居していた職人達と二緒の生活をし、義理人情が厚く、時には気性の荒い職人の世界の中で成長して参りました。

兄弟3人の末っ子で、上の2人が家業を継いでいたこともあり、大学を卒業後は家業とは全く関係のない食品会社の営業をしておりますが、3年後に会社の経理部長が急死した事で急遽家業を継ぐ事になりました。

営業をしていたものが、簿記などの知識もなく経理を任されては大変ということ、すぐ簿記の勉強を始めました。又、実務になりますとわからない事が数多く発生し、税理士の先生や当時の荻窪税務署の指導上席からのご指導、そして法人会の研修会に積極的に参加した事で仕事が自分の物になってきたと思います。

前の経理部長が長らく法人会の研修委員を任されていたこともあり、そのま

ま継続で、私も研修委員を3期努めさせて頂きました。

私のような若輩者が、今年から第3支部長として大役を仰せつかっておりますが、自分が法人会で得た多くの事を、同じ同世代の人たちに伝える責任があると思ひ、会員増強を通じてそれを実践していきたいと日々思っております。



文●小菅和敏 (寄稿)

支部長訪問

第7支部長 小菅和敏

気軽な交流から良質な情報を共有しましょう

私は地元荻窪をはじめ、上石神井・三鷹などで園児から成人を対象に、英語・英会話教室を主宰しています。小さいお子さんは英語が得意になり将来世界に羽ばたこうと、また中学生は学校の成績を上げ、英検取得を、そして大人は楽しい海外旅行のために、また英検、TOEIC取得など目的はいろいろです。それぞれの希望が叶えられるよう、お役に立とうと事業を展開しています。最近、帰国子女ではなく、小学4年・5年で準2級（高校生レベル）を取得する生徒もいます。多様化する教育界の一例です。

法人会へは長らくマスコミで育った経験を生かし、少しでも社会に貢献できたらとの思いで、勧められるまま支部の仕事を引き受けました。

組織率の高い支部なので、これからの課題は支部活動の活性化という原点を会員相互で検討し、実現したいと思っています。

従来のアナログ中心と異なり、デジタル媒体も加わり、情報は際限なく放出され、個人での善し悪しの選択は至難の業。そこで研修会など交流の場が「良質な情報」を得る一つの機会になればと願う次第です。

それは気軽な交流からこそ生まれるもので、法人会活動の原点ともいえるのではないのでしょうか。



第1回

今話題の新会社法

税理士 小林 誉光

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

新会社法で何が変わるの？ (株式会社・有限会社の場合)

平成17年6月29日に新「会社法」が成立しました。

法の施行日については、政令で定めることになっており、現時点では発表されていませんが、平成18年の4月の初め～5月上旬頃といわれています。

そこで、皆さんの会社形態に応じて、何が変わるのかを簡単に説明してみたいと思います。

1 「会社法」として読みやすく独立!!

従来、商法の一部として存在していた、会社法の項目(第2編の有限会社法や商法特例法等の各規定)は、新たに「会社法」として独立した法典になりました。

また、表記についても、商法のカタカナ文語体からひらがな口語体化等を行うことで、読みやすいものになりました。

2 有限会社の新設は不可能に!!

有限会社制度の廃止による「株式会社への一本化」

① なぜ、有限会社は無くなるの？

従来の商法では「株式会社」は「大規模な会社」を想定していました。しかし、現在登記されている「株式会社」のほとんどは、信頼性の高さなどを理由にこれを選択した中小企業であり、法制度と現実とにギャップがありました。

そこで新会社法は、「従来の有限会社に認められていた制度」を株式会社に取り込むことで、「有限会社」

と「株式会社」とを統合し、「株式会社」に「一本化」することにしました。その意味で、新会社法は、株式会社に「中小会社」を中心に想定しているといえます。

② 既存の有限会社はどうなるの？

結論から言うと、何の手続きも無く従来どおり存続できます。

法施行日に「有限会社」として存在する会社は、商号を「有限会社」のままとする限り、(株式会社制度に移行後も)「特例有限会社(有限会社と名乗る株式会社)」として存続できます。この特例有限会社は、現行の有限会社の規定をそのまま適用できる経過措置があるため、次のようなメリットもそのまま存続できます。

- 役員(取締役・監査役)の任期を定めなくていい↓役員変更登記が不要
- 決算公告が義務付けられていない↓公告の手数料が不要

③ 一度と有限会社には戻れない!!

法施行日以後に、「(特例)有限会社」としてそのまま残すのか、「株式会社」へ変更するかは十分検討してください。有限会社から株式会社へは変更できませんが、逆は出来なくなりますのでご注意ください。ちなみに、株式会社へ変更を予定されている有限会社は、法施行日以後の方が手続き

は簡単です。(定款変更による商号変更手続きのみでいい)

④ 一言かけて「有限会社の新設はお早めに!!」

「特例有限会社」にメリットがあることをご理解頂いた会員の皆さん、さあ！次は皆さんが講師になってまわりの人に教えてあげる番ですよ。現在、個人事業者やサラリーマンの方で、これから法人を設立しようとお考えの人が周りにいらっしゃったら教えてあげてくださいね。会社を「特例有限会社」とするためには、「法施行日までに会社の登記が完了して、会社が存在していなければいけない」ことを。

また、設立後には、「税務署」「都税事務所」「社会保険事務所」等への届出が必要です。また、会社の決算期に応じた法人の申告および納付義務があることも覚えてあげてくださいね。

⑤ すべてに株式会社ならば、どうするの？

株式会社としてそのまま存続する場合、何の手続きも必要ありません。ここでは、株式会社を有限会社に組織変更すべきかを検討します。現在、株式会社の会社形態の場合、法施行日までに組織変更登記を完了させて、「特例有限会社」にするか否かはその会社の状況によると思われます。

ただ、(1)組織変更登記手続きに一定の手数料がかかること、

(2) (株式を公開していない譲渡制限会社の場合) 定款変更で役員任期が10年まで延長可能なこと、

(3) 商号が有限会社に変わることによる看板や印刷物などの変更費用などを考慮して検討する必要があると思われま。

3 「資本金1円の会社」の設立が可能に!!

最低資本金制度の撤廃と剰余金の分配規制

① 最低資本金制度の撤廃による「起業の容易化」

現行の商法では、「債権者保護」の観点から、株式会社1000万円、有限会社300万円の最低資本金制度があり、起業をする際の障害になっていました。

そこで近年、「新事業創出促進法にもとづいた会社設立」により、資本金1円で設立を行い、一定期間(設立後5年以内)で資本金1000万円まで増資を行うことを義務付け、それができなければ解散しなければならぬことになっていました。これにより、**技術やアイデアがあっても資金がない起業家を支援して**いました。

新会社法では、最低資本金制度の撤廃により、資本金1円で会社が設立できる、いわゆる「1円会社」が原則として認められることになり、

新規事業の創出効果がより期待できることとなります。また「新事業創出促進法にもとづき設立した会社」も増資義務がなくなり、定款(解散に関する部分)の変更のみで存続できることになりました。ただ資本金が少ない分、事業計画・資金計画をより厳密に行う必要があります。

また、これからは新規の取引先の資本金の金額を、登記簿謄本を見て確認する必要も出てくると思われま。

② 剰余金の分配規制による「債権者保護」

これは、簡単にいうと「株主に対する配当の制限」です。

純資産額(貸借対照表の資本の部の金額)が300万円未満の場合には、剰余金があっても配当することとは出来ません。この規定により「起業家支援」と「債権者保護」のバランスをとっています。

4 違うはずでしょ、株式を公開してないんだからさー!

公開会社と株式譲渡制限会社の取り扱いの違い

新会社法では、株式会社を「公開会社」と「公開会社ではない会社(株式譲渡制限会社)」に分類し、異なる取り扱いを規定しています。

「公開会社」とは、すべての株式に譲渡制限が無い会社のことです。トヨタ自動車などはこれです。それに対して、「譲渡制限会社」とは、すべての株式の譲渡につき会社の承認を要することが定款で定められている会社のことです。日本の中小企業のほとんどは、この譲渡制限会社と考えていいと思います。

新会社法は、会社が「公開会社」か「譲渡制限会社」かによって、異なる取り扱いを設けているものがあります。たとえば、次のようなものです。

- ① 会社に設置する機関(取締役会・監査役会など)の構成
- ② 取締役の員数・任期
- ③ 監査役の員数・任期
- ④ 監査役の権限の範囲

5 伸ばせるよ役員の任期、減らせるよ役員の数

株式譲渡制限会社の場合の定款変更による選択的取り扱い

① 役員の任期について (1) 大原則

現行制度においても、新会社法においても、取締役の任期は2年、監査役の任期は4年と変わりがありません。(厳密には、その期間内の最終決算期に関する定時総会の締結時までです。)

役員任期満了ごとに「役員変更登記手続き」が必要であり、一定の登記手数料がかかります。さらに、登記が一定期間以上遅れた場合、罰金が課されることになっています。(この罰金は、法人税の課税所得の計算上、損金不算人となるため注意が必要です。)

(2) 譲渡制限会社の例外

株式譲渡制限会社は、新会社法施行日以後に定款の変更を行うことで、取締役・監査役の任期を最長10年まで伸ばすことが出来ます。

(3) 任期延長のメリットとデメリット

メリットは、「役員変更登記の登記手数料負担の軽減」です。

デメリットは、「変更登記時期の忘れてしまう危険性」と「正当な理由なき役員解任による未経過期間分の役員報酬相当額に対する損害賠償請求の危険性」が考えられます。

定款を変更する場合は、これらを考慮して慎重に行ってください。

(2) 役員の数について (1) 大原則

現行制度においても、新会社法に

おいても、株式会社の場合、取締役は3名以上(有限会社は1名以上)であり、監査役は1名以上(有限会社は任意・大会社は3名以上)であり、変わりはありません。

(2) 譲渡制限会社の例外

株式譲渡制限会社の場合、取締役会を設置しない会社については、取締役を1名まで縮小できます。また、監査役についても、取締役会を設置しない会社については、省略することもできます。

勤の鋭い会員の皆さんは、もうわかりますよね。「取締役1名・監査役を任意」の機関の形態は、「有限会社」のものほとんど同じですよ。このように、新会社法では、会社の機関を、その会社の規模や運営形態に応じて、柔軟に設置することが可能になりました。

◎この記事の内容については、顧問税理士または法務局にお問い合せください。(税務署では、会社法の質問は受け付けていませんので、ご注意を!)



小林 誉光氏

「生活習慣病の原因は栄養代謝の乱れにあった! Part 2」

講師：森山晃嗣 NPO 癌コントロール協会代表（アメリカ癌コントロール協会日本支部代表）

平成17年10月14日（金）、荻窪法人会厚生事業委員会主催、アメリカンファミリー生命共催（株）アーバンファミリー後援による健康セミナーが開かれました。たいへん好評だった昨年に引き続き、森山晃嗣氏をお迎えして、今回もまた迫力満点の講演が行われました。今まで当たり前と思っていた医療や、健康によいとされている常識が実は間違っていたという、目からウロコが落ちるようなお話を数々。出席者からの質問も多く、あつという間の2時間でした。ここでは、講演の内容を一部抜粋してご紹介いたします。

ミネラルたっぷりの食事が健康な体をつくる

日本は「食べたものが体を作り上げる」という簡単なことを、医学者も全然わかっていない国です。病気は薬が治すものと国じゅうで信じているから、病気になるったら病院へ行き、なぜ病気になるのかを考えない。〇〇菌を発見した医学者は有名になるけれど、健康になる方法に研究費はかけません。

皆さんは、抗ガン剤のルーツをご存じですか？あれは毒ガスです。たまたま実験中の毒ガスがもれて、研究中のマウスのリンパ腫が消えたことがきっかけです。抗ガン剤は、確かにガン細胞を殺しますが、ガン細胞1個を殺すと正常細胞1000個が死ぬといわれ、副作用が多すぎて、本当は薬として認められないようなものです。しかし、医者もマスコミも厚生労働省も真実を言わない、そういう現実があるのです。

そして悲惨なのは、日本では無農薬

有機栽培の野菜や果物がほとんど手に入らないことです。よい面と悪い面のあるアメリカですが、アメリカで行われる代替医療コンベンションで、私が講演したあと、その話を聞いた人たちは、すぐに無農薬有機栽培の野菜を買って、その日から食事を替えることができます。オーガニックといわれる無農薬有機栽培の耕地は、アメリカでは全農地面積の20%以上、それが日本では全体のわずか2%なのです。

「でも、日本の平均寿命は世界一だから大丈夫」というのは大間違いです。平均寿命とは、私たちが何歳まで生きられるかということではなく、その年の0歳児の寿命ですから、伸びたからといって喜んではいられません。超未熟児でも助けられるようになった日本の医学の進歩は認められるべきものです。しかし、昨年、WHOが発表した数字では、1〜4歳児の死亡が先進14か国中で日

本が最も多いのです。さらに、最近増えている不妊症や流産、死産の数は計算されていません。

前回、私たちの体は細胞の質で決まり、細胞の質は血液の質であること、そして血液の質を決めるのは食事から摂る栄養であることをお話ししました。

体中をめぐっている血管のうち大動脈や大静脈などの大きな血管は全体の約10%、残り90%は毛細血管です。質のいい血流が循環するためには、運動はもちろんですが、マッサージやお風呂も効果があります。ところが、最近の若い人はシャワーですませて、お風呂に入らない。お湯に入ることでも代謝効果があるのですごく高まります。

夏によく蚊にくわれる人がいますね。質のよい血液は、pH7・35〜7・43の弱アルカリ性です。この場合、皮膚はなぜかpH4・5〜5・3くらいの弱酸性になっています。その状態で刺すと自分死んでしまいますから、蚊は危険



講演する森山氏

を察知して寄つてこない。ところが、缶コーヒーを飲み、ケーキを食べて、夜はビールを飲む、そういう食生活だと血液は中性に向かってpH7・34以下に下がり、皮膚も中性に向かいます。すると、蚊は怖いものなしになります。

血液を弱アルカリに保つものは、昔のような玄米やミネラルたっぷりの野菜、果物なのですが、これが日本では難しい。宮沢賢治も、玄米4合とみそとつけどものがあれば、雨にも負けず風にも負けずと言うじゃありませんか。ミネラルは、電気の配線のようなもので、配線がなければ電灯がつかないのと同じで、ミネラルがないと体が動かなくなります。実験では、ミネラル欠乏のマウスは、いくら教えても迷路を通り抜けられないばかりか、ちっとも動かないそうです。これは、人間でも同じで、オーガニックの野菜を食べている引きこもりの人は見たことがあります（笑）。ある会社で、午前中に眠ってしまう



ホワイトボードを使い、わかりやすく説明



講演を熱心に聴く会員の皆さん



アーバンファミリー榊原社長



及川厚生事業委員長

社員が多かった。聞いたら、朝食を食べ
ていない。そこで、みそ汁に卵を入れ、
納豆ごはんを食べてくる約束をしたと
ころ、売り上げが大幅にアップしまし
た。これは、個人の能力の問題ではな
く、食べ物の問題なのです。皆さんも、
会社に採用するなら菓子パンばかり食
べているような人はやめたほうがいいで
すね(笑)。

正しい栄養を摂れば、 体は劇的に変わる

日本人は決定的にミネラルが足りま
せん。アメリカでは、オーガニックと名
のつく耕地には、土中に40種類以上の
ミネラルがないと認められませんが、日
本のスーパーに並ぶ野菜は、せいぜい14
〜15種類です。なぜ野菜や果物が重要
なのか。ミネラルウォーターでは、なぜ
ダメなのか。それは、植物が地面から
吸い上げたミネラルでなければ、私たち
の体が吸収しないからなんです。たと
えば土中のカルシウムは、植物の根つこ
の部分を持つ強い酸で細かく砕かれて
吸収されます。これが、赤血球細胞の
7000分の1の大きさとすると、ミ
ネラルウォーターの中のカルシウムは、
赤血球細胞の10倍といわれます。これ
では、よっぽど胃の丈夫な人が胃酸で細
かくしても、吸収されるのは20%くら
いです。

ビタミンも、日本中で足りていませ
ん。前回、ビタミンA不足にはニンジン
をすって飲むとお話しましたが、ビタ
ミンAを多く摂れる食品にレバーがあ
ります。それも、なるべく生がいい。殺
菌効果のあるおろし生ニンニクを添えて
いただいでください。

ビタミンB群は、エネルギーとして使

われるため不足しやすいビタミンです。
豆や豚肉なども含んでいます。ビール
酵母がおすすめです。別に提携してい
るわけではありませんが(笑)、「強力わ
かもと」や「エビオス」といった昔から
ある健康食品がいいですね。

ビタミンDですが、サプリメントで摂
ると摂りすぎることがあります。これ
は、太陽の光に当たることによって補い
ましょ。高齢者で外に出られない場合も、
窓の近くで20分ほど陽に当たればよいと
思います。

ビタミンM、葉酸ですが、これがない
と細胞分裂したものが成長しません。
妊娠中の女性が葉酸が欠乏すると、お
なかの赤ちゃんは未熟児になってしま
います。これは、ほうれん草などの青い野
菜で摂りますが、冷凍や加熱で壊れる
ので、生で食べてください。生野菜は体
を冷やすというの、ウソです。また、
市販の野菜ジュースなどは加熱殺菌して
あるので葉酸は摂れません。

最後に必須脂肪酸です。不飽和脂肪酸
のうち、青身の魚に含まれるDHAなど
をオメガ3、サラダ油に含まれるリノ
ール酸など体の中でガンマリノレン酸にな
るものをオメガ6といいますが、このオ
メガ3と6を1対1のバランスで摂るの
が理想です。現代人はだいたいオメガ6
の摂りすぎなので、サラダ油を使った料

理をひかえ、足りないオメガ3はサブリ
メントで摂るといいでしょう。昔は玄米
にイワシしか食べられませんでした。が、
結局、そのほうが幸せだったんですね。

栄養というのは実に劇的で、きちん
と摂っていると結果は必ず出ます。私は
22〜23歳のころ、胃が股下くらいまで
下がっているような胃下垂でしたが、そ
れまでのいいかげんな食生活を改めた
ところ、32歳で結婚するときには正常な
胃になっていました。薬のように即効性
はありませんが、栄養にはものすごい可
能性があります。心臓がダメでも、C
型肝炎でも、糖尿病でも、医者は治せ
ませんが、食べ物を替えれば勝手によ
くなります。治せるのは皆さん方であ
り、食べ物を選ぶ基準はミネラル、ビタ
ミン、油です。



森山晃嗣 (もりやま あきつぐ)

昭和23年生まれ。25歳のときより食事療法、栄
養素療法に取り組み、パントテン酸発見者のロ
ジャー・ウィリアム博士の正常分子栄養学を学ぶ。
現在、よい栄養とその可能性を世界中に広める講
演活動を精力的に展開。著書に『アメリカは何故
“ガン”が減少したか』(現代書林) などがある。

平成17年9月21日(水)、有楽町の東京国際フォーラムにおいて、「平成18年度税制改正要望大会(財団法人 全国法人会総連合 主催)」が開催されました。荻窪法人会からは、税制委員が代表として参加させて頂きました。今回は、その中から記念講演会の内容を皆様にご報告いたします。(具体的な要望頃日は、全法連のHPをご覧ください) <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

講師 慶應義塾大学商学部教授 跡田直澄氏 演題 『今後の税・財政の行方』

(1) 「景気回復の実感がわかないのはなぜか?」

最近「景気について踊り場を脱した」と表現されるが、その実感がわかない。それは何故だろうか?

その理由として「景気と経済活性化が区別されていないこと」があげられ、これが経済政策がまとまらない原因である。

景気とは、各企業でいえば「売上の伸び率」「国家でいえば「GDPの成長率」が続くこととみることができ、企業の売上の伸び率や「国家のGDPの成長率」がずっと続けば、景気がいいといえる。

実際、景気は「対前年比の伸び率」でみるため、景気がよくなったといわれる。しかし、仮に昭和50年代からのGDPの伸び率を考えると(バブル期の成長率は別として)成長率2%で10年間でGDP600兆円となるはずだが、現在のGDPは500兆円であり、100兆円足りない。

経済の活性化とは「この失われたものが回復できてはじめて可能なこと」であり、景気回復の実感がわかない理由は、これが行われていないから

ではないだろうか。

(2) 「日本の行ってきた経済政策の問題点」

前述の通り、景気とは「GDPの成長率」ではかることができるが、国全体の景気は必ず変動するものであるため、景気循環の波は避けられない。かの有名な経済学者ケインズは「一般理論」のなかで「国家が景気循環の波を安定させるべきである」という概念を打ち出し、「大きな国家」を提唱した。この経済政策の有名な具体例は、アメリカのニューディール政策(テネシー川の電力開発政策による失業者の雇用創出)である。現在では、効果は一時的であったというのが通説である。

日本も戦後、政府の財政支出が一時的な景気の活性化に寄与した点や、基幹設備への投資(東名高速や名神高速など)による効率化の点で意味があったといえる。しかし、昭和50年代になると公共事業が景気を安定させる効果を持たなくなる。この理由は、「国民が賢くなったから」といえる。

それまで国民は「自分の所得が増えるから増税してもいい」と考えていたが、この頃になると「所得が増えないのに将来増税されるのはいやだ」という危機感が蔓延し、景気浮揚効果を抑制してしまうことになる。にもかかわらず、その後も景気対策として日本は公共事業を増大させていき、国債・地方債の累積赤字の増大を生むことになる。「官沢政権の経済政策の失敗」はその最たるものだろう。

一方、日本がバブルの頃に不況に悩まされていたアメリカやイギリスは、マクロ経済政策の中心を、日本のような財政政策ではなく、金融政策にシフトしていき、さらに構造改革を行うことで順調に経済を回復していったのである。

(3) 「アメリカの構造改革」

日本がバブルに踊らされていた1980年代のアメリカやイギリスは、多額の累積赤字に悩まされていた。アメリカの大統領レーガンやイギリス首相のサッチャーは、その解消に取り組みべく、1960年代の「よき時代のアメリカ」「大英帝国」を目標に掲げ、経済政策を行った。

アメリカの具体的な経済政策として、「国家技術の民間への開放」を実施した。具体的には、「軍事産業の技術である衛星位置情報システム」を利用することでカーナビゲーションという新たな商品市場が生まれ、軍事衛星の電波を開放することで国際携帯電話の利用を可能にした。

また、「政府の無駄を排除」すべく、「民間にできることは民間に開放し、いわゆる「市場原理を導入」とともに民間だけでは無理なものについて、それらを行う「NPO」を優遇する措置をとった。

1990年代に日本経済がバブル崩壊に苦しむなか、アメリカ経済は順調に回復し、6%もの経済成長率を毎年達成していくことになるのである。

(4) 今の日本に望まれる構造改革

いまの日本は、不良債権処理は半分終わり、年功序列型賃金体系も弱まりつつある。(団塊の世代の次の世代の人数も膨らみつつあり維持することが現実的に困難なことも理由である)この10年間、民間はかなりの構造改革を成し遂げたといえる。

それに対して政府はどうであろうか。小泉内閣になって公共事業を大幅に削減したことで多少評価できるが、まだまだ無駄が多いのが事実である。

① 郵政構造改革が必要だった最大の理由

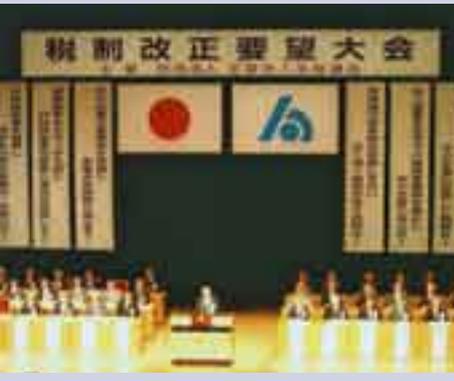
これは、「地方のサービスの切捨て」ではなく、「財政投融资の削減・廃止」である。郵便貯金・簡易保険の合計額340兆円は、実は国家予算より大きい。そして、この340兆円の運用(財政投融资)の仕方は、政府が勝手に決めている。

「国家予算が国会の承認を必要とする」のに対して、国家予算をはるかに超える金額を、政府（財務省の役人）は、自らの判断で全国の特種法人に配分することができるのである。

さらに特殊法人の失敗は、われわれの税金で補填されることになるのである。したがって、「全国の特種法人の血液であるお金の流れを止める」とこそが、郵政構造改革の必要な最大の理由なのである。

② 「民間にできるものは民間に」

「政府は民間ができるものを牛耳ってはいけない」これが、資本主義国家の基本であり、現代経済学者の通説である。郵政事業の次に改革すべきものとして、政府系金融機関があげられる。中小企業金融公庫などをはじめとした政府系金融機関は、徐々に廃止すべきではないだろうか。民間の金融機関がだらしないため、すぐには出来ないだろうが、徐々に縮小することを検討するべきである。



③ 公務員の意識改革と人件費の削減
「公務員一人一人がコスト意識を持つこと」この意識改革こそが最大の構造改革といえる。使いきり予算を廃止し、「予算内での成果主義の導入」を行うべきである。

具体例として、足立区が導入している「NPM (New Public Management)」があげられる。「予算目標を立てさせ、成果達成度を検討する」。民間では当たり前のこの成果主義の導入が大切である。

公務員の人件費について、民間の調査では「同年代で比較すれば東京で20%高く、大阪市では30%も高い」というデータがある。にもかかわらず、毎年の人事院勧告制度により、(うまくでっち上げられたデータから)公務員の給与は引き上げられてきた。そもそも人事院勧告制度は昭和30年代の公務員給与がひどかった時代の産物であり、公務員の給与を上げるためだけに作られた制度である。人事院が作成するデータは、一部の大企業や大企業の子会社の給与のみを基準に集計しており、ほとんどの中小企業は対象としていない。そのため、地方に行けば「一番いい就職先は公務員」となる。日本の発展のためには「優秀な人材こそ民間へ行くべき」であり、「国に優秀な人材はいらない」。なぜなら「優秀な人材がいても

ろくなことを考えないから」である。

④ 「市場化テスト」の導入
「現在、役所のみが行っている仕事で民間ができるもの」について、民間業者が国に提案するものである。具体例としては、保育所などがあげられる。民間に比べ2〜3割高いといわれる役所の仕事を減らすことが歳出削減に繋がる。

「公務員の労働組合の反対が強く、適当な理由をつけられて民間に出来ない」とされてしまう例が少なくないが、今後も民間業者が積極的に提案を行い、「役所でなければ出来ない」とする理由を第三者機関が判断できる仕組み作りを作るべきである。

⑤ 指定管理者制度の廃止
公共施設などの管理について、市町村の議員や議長が経営する特定の事業者のみを指定管理者として業務を委託する指定管理者制度を廃止し、競争制度を導入するべきである。

「この制度の廃止はレベルを低下させる」との指摘は、一部の特定既得権者の意見であり、実際にはそんなことはありえず、歳出削減に効果があるといえる。

⑥ より一層の規制改革を

構造改革のなかで、実はあまりお金がかからずにできる重要なものとして規制改革があるが、「特区」という形でしか行われていない。資本主義の

国で「特区」などは日本だけであり、まさに共産主義の国そのものである。(講師の中国人の友人には、日本は華僑の試験(公務員試験)や特区もあり、中国と変わらないと言つものもあるらしい)

⑤ 今後のあるべき税とは

税は、「中立」「公正」「簡素」でなければならない。

① 「中立」とは

経済が停滞している時には経済を活性化させる税制が必要である。その意味で、資源配分の過度な中立性の面ばかりにとらわれて、増税を行うことは経済活性化を遅らせることになり、行うべきではない。

② 「公正」とは

「公正 (Fairness)」とは、「公平」ではない。これは、能力に応じた「公正」を要請するものである。具体例として、サラリーマンと自営業者の比較が行われ、「クロヨン問題」や「給与所得控除の削減反対」が問題となるが、なぜサラリーマンは自営業者にならないのだろうか。それは、自営業者はサラリーマンと違いリスクを負うからである。したがって、同じ収入ならリスクに応じたプレミアムを与えるべきであり、発生する所得の違いによって控除額を認めるべきである。「リスクを負って努力したものが認め

られる税制」こそが、「公正」な税制といえるのではないか。

③ 「簡素」とは

なぜ国と地方で課税ベースが違うのか。所得税と住民税の基礎控除の違いがあることや、法人税と法人地方税を別々に申告させることは、「国と地方の独立性の確保」というが、それは財源の独立性を維持すればいいことであり、「無駄に公務員を増やすこと」や「申告業務の煩雑性を納税者に強いる」必要はないはずである。さらにいえば、社会保険料も年収ベースで計算するのであれば、所得税の課税標準と同じでいいのではないか。これらを改善し、税の「簡素」なシステムを構築すべきである。

⑥ 最後に

わが国の長期債務残高は800兆円に近い。2010年初頭までに「国債の新規発行額を同年度の国債費以下にとどめる」という、プライマリーバランスの回復を行うためには、「増税」ではなく、「徹底した行財政改革」を行うことが先である。

現在のまま「福祉目的税」の名目で「消費税の増税を許しても、福祉に充てられる財源はゼロである。今、本当に必要なのは「安易な増税」ではなく、「行財政改革の実施」である。

国税庁ホームページ

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得税及び消費税の確定申告書などのほか、所得税の青色申告決算書が作成できます。自宅等のパソコンで作成してプリントアウトした申告書は、そのまま郵送などで提出できます。なお事前に、税務署に備え付けている申告書を用意していただく必要はありません。

社員のみなさまにも周知の程よろしくお願いたします。

国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

○消費税について

給与所得者の方であっても課税事業者となる場合があります。

例えば、給与収入の他に不動産の賃貸収入で課税売上となる事務所や店舗の賃料、駐車場代などがある時には、課税事業者となる場合がありますのでご注意ください。

また、居住用として賃貸していた建物（アパートなど）・土地を譲渡した場合には、その譲渡価額のうち建物価額部分が課税売上となります。

・簡易課税制度選択届出書の提出期限について

個人事業者の方で、平成17年分が新規に課税事業者となられた方（平成16年分が免税事業者である場合に限り）または、平成18年分が課税事業者となる方の簡易課税選択制度届出書の提出期限は、いずれも平成17年12月31日になりますのでご注意ください。

○振替納税について

所得税や個人事業者の消費税は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に用意してある「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署または金融機関に提出してください。

法定調書はFD・MOのほかCD・DVDでも提出できます！

法定調書（給与所得の源泉徴収票など全50調書中48調書）が、光ディスク等（FD・MO・CD・DVD）で提出できます。

データによる法定調書等の提出は、大量の調書を1枚のCD等で提出することができ、事務の省力化に繋がるほか、支店や工場等の提出分も含め、本店等の所轄税務署長に一括提出できるなどのメリットがありますので、是非ご検討ください。

詳細については、税務署（資料情報担当）にお問い合わせいただくか、インターネットの国税庁ホームページ [<http://www.nta.go.jp>] をご覧ください。

年末調整等説明会のお知らせ

平成17年分年末調整等説明会が下記の日程にて開催されますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

開催日	開催時間		対象地域(※)	説明会会場
11月18日(金)	用紙配布	13:00～13:30	久我山、宮前、 松庵	久我山会館 久我山3-23-20 (井の頭線久我山駅より徒歩3分)
	説明会	13:30～15:30		
11月21日(月)	用紙配布	13:00～13:30	今川、上井草、 上荻、清水、 善福寺、 西荻北、 南荻窪、桃井	勤労福祉会館 桃井4-3-2 (荻窪駅北口より1番又は西 荻窪駅より3番のバスで桃 井4丁目下車)
	説明会	13:30～15:30		
11月22日(火)	用紙配布	13:00～13:30	天沼、井草、 荻窪、下井草、 西荻南、 本天沼	
	説明会	13:30～15:30		

※対象地域の説明会開催日に出席できない場合には、他の説明会会場に出席されても差し支えありません。

年末調整に必要な諸用紙は、説明会の開始30分前より配布されます。

なお、説明会に出席されない方及び給与の支給人員100名以上の方につきましては、お手数ですが説明会開催日以外の日に関税署でお受取りください。

〔お問い合わせ先〕

○年末調整のしかた及び源泉所得税について

荻窪税務署 法人課税第2部門 (3392) 1111 内線522又は523

○法定調書及び合計表について

荻窪税務署 個人課税第1部門(資料情報担当) (3392) 1111 内線315

○給与支払報告書及び特別徴収について

杉並区役所 課税課特別徴収係 (3312) 2111 内線1204～1209

JOSEI BUKAI

女性部会

女性部会バス研修旅行

女性部会会計監査 秋葉恵子

ガス工場で安全などについて勉強

平成17年6月22日7時30分、東京ガス西部支社長にお見送り頂き、水島会長、宇田川副会長にご参加頂き杉並公会堂から出発しました。

今回の研修旅行は東京ガス西部支社長、泉商会様のご協力のもと、工場見学と横浜港クルージングです。一路東京ガス根岸工場へ、バスの中では東京ガスの篠原様からガスについて事前のお話をして頂き、工場では液化ガスマイナス192℃の液体の実験を見ました。空気が混ざると火がつき、花やゴムボールを浸すとあつという間に凍り、金属のボールを浸しておく、凝縮して小さくなりました。実際に見ても信じられない世界です。隣にあるマグロを貯蔵している超低温倉庫では、マイナス60℃を体験しました。あまりの冷気に入り口で半数の方が断念してしまいました。体がしゃっきりして若返った感じでした。そのあとバスで工

GENSEN BUKAI

源泉部会

今後の研修予定をお知らせします。
(日程に関しては変更することがあります)

- 平成17年11月8日(火) -- 年末調整の仕方
- 平成17年12月5日(月) -- 法定調書と給与支払報告書の提出と留意点
- 平成18年1月18日(水) -- 易しい確定申告書の書き方
- 平成18年2月7日(火) -- 労災保険と雇用保険
- 平成18年3月17日(金) -- 源泉税の復習

今後の研修予定

源泉部会幹事 岩崎篤弥

「源泉税だけではありません、総務・経理担当者必須の研修内容」

源泉部会では右記の研修内容をご用意しています。直近の研修では「年末調整の仕方」があります。年末は源泉事務担当者にとっては大きなイベントである年末調整が控えています。

昨年度は配偶者特別控除の配偶者

KOUSEI JIGYO

厚生事業委員会

健康セミナーを開催

厚生事業委員会副委員長 大野木潤

実例をあげて理解し易しく

10月14日荻窪タウンセンター8階会議室で「健康セミナー」を開催しました。「生活習慣病の原因は栄養代謝の乱れにあった」とのテーマで、講師は「癌コントロール協会」代表 森山晃嗣先生です。今年は大変好評で、103名の出席があり、皆さん熱心にメモを取っての聴講でした。

お話しはまず癌患者には「医学は進歩し診断は正確だが、治療は充分ではない。医師は抗がん剤を簡単に使用するが、この薬のルーツは毒ガスであり、継続使用は頭の皮膚を痛め毛が抜ける、粘膜と赤血球が壊れる要素をもっている。医者は診察に際し、家族に同じ病気の人はいないかと、まづ問うが、病気に遺伝性は根拠がない。これは医者逃げ口上と捉えて良いと思っている。」次に対策は環境が優先で、体質は細胞によって決まり、良い血液と循環をよくする事、そのた

BLOCK

ブロック・支部だより

第1ブロック第2支部研修会開催

第2支部副支部長 東 文子

火災・震災時の行動「避難・救護・手当ての方法」

杉並区に被害をもたらした台風14号の真夏の暑さが戻って来た9月8日下井草東部自治会館に於いて、杉並区役所と荻窪消防署のご協力を得て参加会員30数名で研修会が開催されました。最近立て続けの台風到来の為、太田支部長の開会の挨拶にも熱が入りグッドタイミングの講演と実地訓練となりました。実地訓練として、人口呼吸、心臓マッサージ及び杉並区に数台しかないというAED(自動体外式除細動器)の取り扱い、三角巾の使い方や初期消火方法を4〜6人のグループを作りローテーションで消防署員の方から説明や実地指導を受けました。見慣れないAED(自動体外式除細動器)ですが電源を入れれば、行動要領を音声で指示してくれるので落ち着いて取り扱ふ事と、電極パッドを貼った後傷病者に絶対触れない事触れれば手当てをしている人も通電の危険があることを念おされました。

になり杉並区役所防災課から、そろそろ賞味期限が到来する50食分の提供を受けた備蓄米とお湯を4リットル用意し、すでに箱の中にセットされている耐熱用の袋の中のお米と具を添付の手袋を使い混ぜ合わせお湯を入れ袋の口を縛り待つこと40分。ほかほかのまぜご飯の出来上がり。同じく賞味期限間近い菜と油揚げのインスタント味噌汁にお湯を注ぎ出来上がり。それから皆で災害時の食事体験をしました。想像以上においしくおかわりする人や家族におみやげ用に持ち帰る人であったという間になくなっていました。おやつに備蓄用のビスケットも頂きましたが、賞味期限は今年12月になっていました。賞味期限は5年間のようです。その後の杉並区役所森田防災課長の講演は、先の台風で被害の出た区内の事後処理の為お忙しいにもかかわらず約束だからと、昼食時間を利用してお越しいただき「震災キ」



AEDの実地指導を受ける第2支部の皆さん



SEINEN BUKAI

青年部会



上から齊藤副署長、山口統括官

後の懇談会では、なかなか質問しにくい税務問題や、今後の税務のあり

納税をする事が出来る様になると思

9月例会

税務署が身近になった

青年部会幹事

田辺一郎・鈴木千鶴



液化ガスの実験を見学

源泉部会には皆様のお役に立つ研修

に役立つ効果十分な「健康セミナー」

場敷地内のタンク・装置などを見学し

控除重複分の廃止や、今年度は老年

めに毎日の入浴は必要で大変良いが、

初期消火コーナーでは、消火器の使

自助・共助公助は7...2...1/3分

優勝カップを受け取る立石さん